

競争参加資格停止措置の概要

1 競争参加資格停止措置業者名及び住所

競争参加資格停止措置業者名 : 株式会社植勝

住 所 : 千葉県匝瑳市堀川3494番地

2 競争参加資格停止措置期間 :

令和6年3月21日から令和6年6月20日まで3ヶ月

3 競争参加資格停止措置理由

<該当案件>

令和6・7年度植栽管理業務（千葉職業能力開発短期大学校千葉校）

落札決定後、契約を辞退したことは、第3条別表第2第12号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<平成23年達第89号 別表第2>

<p>(不正又は不誠実な行為) 12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
--	-----------------------------

問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構契約第二課契約第一係

TEL 043-213-6425、6426、6433